

(趣旨)

第 1 条 この規則は、化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号。以下「法」という。）及び新潟市化製場等に関する条例（昭和 59 年新潟市条例第 34 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 2 年規則 21 号〕

(死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域における解体等の許可の申請)

第 2 条 法第 2 条第 2 項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、別記様式第 1 号による申請書により市長に申請しなければならない。

一部改正〔平成 2 年規則 21 号・26 年 71 号〕

(化製場等の設置の許可の申請)

第 3 条 法第 3 条第 1 項（法第 8 条において準用する場合を含む。）の規定による化製場又は法第 8 条に規定する施設の設置の許可の申請は、別記様式第 2 号による申請書により行うものとする。

2 法第 3 条第 1 項の規定による死亡獣畜取扱場の設置の許可の申請は、別記様式第 3 号による申請書により行うものとする。

一部改正〔平成 2 年規則 21 号・26 年 71 号〕

(化製場等の構造設備等の変更の届出)

第 4 条 法第 3 条第 2 項（法第 8 条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第 4 号による届出書により行うものとする。

全部改正〔平成 26 年規則 71 号〕

(申請事項の変更及び経営の停廃止等の届出)

第 5 条 条例第 3 条の規定による届出は、別記様式第 5 号による届出書により行うものとする。

2 条例第 3 条の規定により化製場、死亡獣畜取扱場又は法第 8 条に規定する施設の経営の停止の届出をした者は、当該届出をした後に当該化製場、死亡獣畜取扱場又は法第 8 条に規定する施設の経営の再開をしたときは、別記様式第 5 号による届出書により、当該再開をした日から 10 日以内に市長に届け出なければならない。

全部改正〔平成 26 年規則 71 号〕

(許可を与えない場所)

第6条 法第4条第3号に規定する公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）から300メートル以内の場所とする。ただし、市長が土地の状況又は化製場、死亡獣畜取扱場若しくは法第8条に規定する施設の業態等により特に認めたものについては、この限りでない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (4) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項に規定する公民館
- (6) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定する病院
- (7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (8) 興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場
- (9) 前各号の施設に類する施設、体育施設及び公共施設で多数の者の利用に供される施設
一部改正〔平成2年規則21号・26年71号〕

（区域の指定の告示）

第7条 市長は、法第9条第1項の規定により区域を指定したときは、告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

一部改正〔平成14年規則68号〕

（動物の飼養又は収容の許可の申請）

第8条 法第9条第1項の許可の申請は、別記様式第6号による申請書により行うものとする。

一部改正〔平成2年規則21号・14年68号・26年71号〕

（動物の飼養又は収容の届出）

第9条 法第9条第4項の規定により動物の飼養又は収容の届出をしようとする者は、別記様式第7号による届出書により市長に届け出なければならない。

一部改正〔平成2年規則21号・14年68号・26年71号〕

（動物の飼養又は収容のための施設の構造設備の変更の届出）

第10条 法第9条第1項の許可を受けた者（同条第4項の規定により当該許可を受けた者とみなされたものを含む。）は、動物の飼養又は収容のための施設の構造設備を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第8号による届出書により市長に届け出なければならない。

全部改正〔平成26年規則71号〕

(動物の飼養又は収容の停廃止等の届出)

第 11 条 条例第 5 条の規定による届出は、別記様式第 9 号による届出書により行うものとする。

- 2 法第 9 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可を受けるときに申請した事項の変更をしたときは、別記様式第 9 号による届出書により、当該変更をした日から 10 日以内に市長に届け出なければならない。
- 3 法第 9 条第 4 項の規定による届出をした者は、動物の飼養又は収容の停止又は廃止をしたときは、別記様式第 9 号による届出書により、当該停止又は廃止をした日から 10 日以内に市長に届け出なければならない。
- 4 法第 9 条第 4 項の規定による届出をした者は、当該届出をするときに届け出た事項の変更をしたときは、別記様式第 9 号による届出書により、当該変更をした日から 10 日以内に市長に届け出なければならない。
- 5 条例第 5 条の規定又は第 3 項の規定により動物の飼養又は収容の停止の届出をした者は、当該届出をした後に当該飼養又は収容の再開をしたときは、別記様式第 9 号による届出書により、当該再開をした日から 10 日以内に市長に届け出なければならない。

追加〔平成 26 年規則 71 号〕

(許可書の書換交付等)

第 12 条 条例第 3 条又は前条第 2 項の規定による届出をした者は、別記様式第 10 号による申請書により、法第 3 条第 1 項（法第 8 条において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は法第 9 条第 1 項の許可に係る許可書の書換交付を市長に申請することができる。

- 2 法第 3 条第 1 項又は法第 9 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る許可書を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、別記様式第 10 号による申請書により、当該許可書の再交付を市長に申請することができる。

追加〔平成 26 年規則 71 号〕

附 則

この規則は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年規則第 21 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正前のへい獣処理場等に関する法律施行細則の規定によりした処分、手続その他の行為は、第3条の規定による改正後の化製場等に関する法律施行細則の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 第3条の規則施行の際、残存する用紙については、当分の間、これらを適宜修正して使用することができる。

附 則（平成10年規則第15号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第8号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第68号）

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

死亡獣畜取扱場以外の施設(区域)における解体等の許可申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

申請者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

死亡獣畜取扱場以外の施設(区域)で死亡獣畜の解体等を行いたいので、化製場等に関する法律第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり申請します。

処理する死亡獣畜の種類	種	類	性別	年齢	毛色	生前の用役
死亡の原因						
処理日時 場所及び方法	年 月 日 時 分					
	場所 新潟市					
	方法					
処理理由						

注1 施設(区域)の付近300メートル以内の見取図を添付すること。

2 法人にあつては、定款又は寄附行為の写しを添付すること。

別記様式第2号(第3条関係)

<p>化 製 場 設置許可申請書 魚介類鳥類等製造貯蔵施設</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>(宛先)新潟市長</p>	
<p>申請者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)</p>	
<p>氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)</p>	
<p>電話番号</p>	
<p>化 製 場 魚介類鳥類等製造貯蔵施設</p>	<p>を 設置 したい ので、 化製場 等に関 する法 律第3 条第8 条にお いて</p>
<p>第 1 項 の規定により、次のとおり申請します。 て準用する第3条第1項</p>	
<p>施 設</p>	<p><input type="checkbox"/>化製場 <input type="checkbox"/>魚介類鳥類等製造貯蔵施設</p>
	<p>名 称</p>
	<p>所在地 新潟市</p>
<p>施 設 の 構 造 設 備 の 概 要</p>	<p>構造 造 階 建 延 m²</p>
	<p>原料貯蔵室 m² 床質 腰張</p>
	<p>化 製 室 m² 床質 腰張</p>
	<p>換気扇 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 防虫設備 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p>
	<p>給水設備 箇所 給湯設備 箇所</p>
	<p>汚物保管設備 <input type="checkbox"/>有<input type="checkbox"/>無 汚水浄化装置 <input type="checkbox"/>有<input type="checkbox"/>無</p>
<p>製品及び取扱原料の種目</p>	<p>生産量(月産) 貯蔵施設にあつては貯蔵能力</p>
<p>処 理 方 法</p>	
<p>化製場等に関する法律第4条各号に掲げる場所に関する事項</p>	

注1 該当する項目の□にレ印を記入してください。
 2 施設の構造設備の状況を明らかにした図面及び付近300メートル以内の見取図を添付すること。
 3 法人にあつては、定款又は寄附行為の写しを添付すること。

死亡獣畜取扱場設置許可申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

申請者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

死亡獣畜取扱場を設置したいので、化製場等に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

死亡獣畜取扱場	名称	区分	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 埋却 <input type="checkbox"/> 焼却
	所在地 新潟市		
施設の構造 設備の概要	構造	造	階建 延 m^2
	解体室	m^2	床の材質
	腰張りの材質		汚物保管設備 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	汚水貯留槽 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		汚水浄化装置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	換気扇 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		焼却炉 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	その他		
化製場等に関する法律第4条各号に掲げる場所に関する事項			

注1 該当する項目の□にレ印を記入してください。

2 死亡獣畜取扱場の構造設備の状況を明らかにした図面及び付近300メートル以内の見取図を添付すること。

3 法人にあつては、定款又は寄附行為の写しを添付すること。

別記様式第4号(第4条関係)

化製場，死亡獣畜取扱場の施設(区域)又は魚介類鳥類等製造貯蔵施設変更届出書

年 月 日

(宛先)新潟市長

届出者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

化製場又は死亡獣畜取扱場の施設(区域)

魚介類鳥類等製造貯蔵施設 について，変更したいので，化製場等に

第 3 条 第 2 項
 関する法律 第8条において準用する第3条第2項の規定により，次のとおり届け出ます。

施 設	名 称	
	所 在 地 新 潟 市	
許 可 年 月 日	年 月 日()第 号	
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	
施 設 (区 域) の 構 造 設 備 の 概 要	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由		

注 当該施設の構造設備の変更後の状況を明らかにした図面及び付近300メートル以内の見取図を添付すること。

別記様式第5号（第5条関係）

化製場，死亡獣畜取扱場又は魚介類鳥類等製造貯蔵施設
 （申請事項変更・経営停止・経営廃止・経営再開）届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市化製場等に関する条例第3条の規定又は新潟市化製場等に関する法律
 施行細則第5条第2項の規定により，次のとおり届け出ます。

施設	名称		
	所在地 新潟市	電話番号	
許可年月日	年 月 日		
許可番号	第 号		
<input type="checkbox"/> 許可申請書 記載事項の 変更	変更事項	新	旧
	変更年月日	年 月 日	
	変更理由		
<input type="checkbox"/> 経営停止	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 経営再開	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 経営廃止	年 月 日		

注1 該当する項目の□にレ印を記入してください。

2 定款又は寄附行為に変更がある場合は，変更後の定款又は寄附行為の
 写しを添付してください。

別記様式第7号(第9条関係)

動物の飼養又は収容届出書

年 月 日

(宛先)新潟市長

届出者 住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

動物を飼養し、又は収容しているので、化製場等に関する法律第9条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設所在地	新潟市							
動物の種類 及び数	牛	馬	豚	めん羊	山羊	犬	鶏	あひる
施設の構造 設備の概要	畜舎(家きん舎)内部の広さ		m ²		高さ		m	
	床質				内壁			
	給水設備		箇所		汚物保管設備		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	汚水浄化装置				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	残廃物等を飼料とする場合							
	飼料取扱室		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		換気扇		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	床質		給水設備			箇所		
飼料取扱量に応じた密閉容器								
届出発生年月日	年 月 日							

注1 該当する項目の□にレ印を記入してください。

2 当該施設の構造設備の状況を明らかにした図面及び付近300メートル以内の見取図を添付してください。

3 法人にあつては、定款又は寄附行為の写しを添付してください。

別記様式第8号（第10条関係）

動物の飼養又は収容のための施設の構造設備変更届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市化製場等に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

施設	名称	
	所在地 新潟市	電話番号
許可年月日	年 月 日	
許可番号	第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	新	旧
変更理由		

注 当該施設の構造設備の変更後の状況を明らかにした図面及び付近300メートル以内の見取図を添付してください。

別記様式第9号（第11条関係）

動物の飼養又は収容の（申請事項等変更・停止・廃止・再開）届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市化製場等に関する条例第5条又は新潟市化製場等に関する法律施行細則第11条第2項、第3項、第4項若しくは第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設	名称		
	所在地 新潟市		電話番号
許可年月日	年 月 日		
許可番号	第 号		
<input type="checkbox"/> 許可申請書 等記載事項 の変更	変更事項	新	旧
	変更年月日	年 月 日	
	変更理由		
<input type="checkbox"/> 停止	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 再開	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 廃止	年 月 日		

注1 該当する項目の□にレ印を記入してください。

2 定款又は寄附行為に変更がある場合は、変更後の定款又は寄附行為の写しを添付してください。

化製場設置許可書等（書換交付・再交付）申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市化製場等に関する法律施行細則第12条第1項又は第2項の規定により、次のとおり申請します。

施設	名称	
	所在地 新潟市	電話番号
種別	<input type="checkbox"/> 化製場 <input type="checkbox"/> 死亡獣畜取扱場 <input type="checkbox"/> 魚介類鳥類等製造貯蔵施設 <input type="checkbox"/> 動物の飼養又は収容	
許可年月日	年 月 日	
許可番号	第 号	
申請理由	<input type="checkbox"/> 記載事項の変更 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損又は汚損	

注1 該当する項目の□にレ印を記入してください。

2 書換交付又は再交付に係る許可書を添付してください（当該許可書を紛失した場合及び当該許可書の毀損又は汚損が著しい場合を除きます。）。